

令和8年度天野育英会奨学生募集のご案内

天野育英会は、故・天野堅一氏の遺志を引き継ぎ、令和5年にその遺族である天野ルリ子氏から笠岡市へ寄附された資金を基金として設立されました。

令和8年度より、市内在住の進学を志す学生を対象に進学に必要な資金を給付する事業を開始します。経済的理由により進学が困難と認められる方の高等学校・高等専門学校・大学への進学を支援します。

天野育英会奨学生制度の概要	
募集期間	令和7年12月1日(月)から令和8年1月9日(金)まで
対象	<ul style="list-style-type: none">高等学校、高等専門学校の奨学生 笠岡市に住所を有し(申請時点で申請者の属する世帯が1年以上継続して笠岡市に住民登録があること。), 令和8年4月に高等学校又は高等専門学校への進学を希望している者。 ※全日制高校のほか定時制高校及び通信制高校・特別支援学校・盲学校・聾学校高等部を含む。大学の奨学生 笠岡市に住所を有し(申請時点で申請者の属する世帯が1年以上継続して笠岡市に住民登録があること。), 令和8年4月に大学への進学を希望している者。 ※大学には4年制大学のほか短期大学を含む。
募集人数	高校生10名以内、大学生10名以内
給付金額	高校生20万円、大学生30万円
給付回数	一人につき1回限り
決定通知	令和8年2月下旬から3月上旬

I 資格要件：次の要件すべてに該当する人

(1) 進学にあたり経済的理由により就学が困難な者であって、次の A) または B) いずれかの世帯の人。(ただし、生活保護（高等学校等就学費）を受給している世帯の人、児童養護施設等で特別育成費が支給されている人は対象となりません。)

A) 申請者本人及び保護者等の世帯全員が市民税非課税世帯であること。

※「市民税非課税世帯」とは、申請者本人及び保護者等の世帯全員の前年の所得が一定水準以下であり、市民税が課税されていない世帯を指します。

B) 【家計急変世帯】申請前1年以内に火災・風水害、事故等により家計が急変し、申請者本人及び保護者等の世帯が市民税非課税世帯相当になると認められる人

(2) 申請時点で申請者の属する世帯が1年以上継続して笠岡市に住民登録がある人。

(3) 校内外の生活全般において、態度・行動が良好で、将来社会に貢献しうる見込みがある人。

(4) 中学校又は高等学校の第1学年から第3学年（最近時）までの履修教科の評定平均が3.7以上であって、進学後も優秀な学業成績を修める見込みがある人。

(5) 本人の属する世帯に本市の市税及び税外収入金の滞納がないこと。

(6) 特例推薦は、以下のいずれかに該当し、かつ人物が特に優れており、奨学金の給付により特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者については、特例として推薦することができます。

- ① 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者
- ② 申請前1年以内に火災・風水害等により著しい被害を受けた本人またはその子女
- ③ 障害のある人
- ④ その他選定委員会が特に必要と認めた者

2 申請書類一覧

必ず提出するもの	NO	提出書類	注意事項
	(1)	奨学生願書(所定様式)	<p>※すべての欄を記入し,申請者の顔写真(3か月以内に撮影したもの)を貼ってください。</p> <p>※奨学生願書中の健康診断は,医師が行い,修学上支障がないと判断した場合に記入してください。なお,学校保健法に基づく定期健康診断(出願時から1年以内に実施した最新のもの)の結果により進学に支障がないと判断される場合は,願書中の医師氏名欄を校長氏名欄に変更できます。</p> <p>(この場合は,定期健康診断の結果を転記するか,写しを添付してください。)</p>
	(2)	奨学生推薦調書	<p>申請時に在学している学校に依頼してください。</p> <p>※学習の記録(評定)及び特別教育活動の記録が記載されているもの</p>
	(3)	令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書 (世帯員全員分) (コピー不可)	<p>※別世帯でも生計を一つにする者がいる場合はその方の所得証明書も提出してください。</p>
	(4)	世帯員全員の住民票の写し (続柄記載,本籍・マイナンバ ー省略) (コピー不可)	<p>令和7年11月30日以降に発行されたもの。</p> <p>※申請時点で申請者の属する世帯が1年以上継続して笠岡市に住民登録されていることが必要です。</p> <p>※別世帯でも生計を一つにする者がいる場合は,その方の住民票も必要です。</p>

	(5) 市税及び税外収入金の賦課及び納付状況等の調査を認める同意書(所定様式)	
家計急変世帯のみ提出するもの	(6) 家計急変申告書	令和7年度に市区町村民税所得割が課税されている保護者等がいる世帯において、家計急変により収入が減少し、保護者等全員が非課税相当の収入になると見込まれる場合は、家計急変として申請できます。
	(7) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類	次のいずれかの証明できる書類を添えて提出してください。 ①離職票 ②雇用保険受給資格証 ③解雇通告書 ④破産宣言通知書 ⑤廃業届出 ⑥休職証明 ⑦戸籍謄本 ⑧その他 ()
	(8) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	次のいずれかの証明できる書類を添えて提出してください。 ただし、③が提出できる場合は②の書類は不要です。 ①家計急変前の給与明細書 ②家計急変後の給与明細書 ※令和7年1月から申請時点の月分まで ③税理士又は公認会計士の作成した証明書類 ④昨年度の申告書類等 ⑤その他 ()
	(9) 岡山県教育給付金(家計急変区分)の給付が決定していることがわかる書類	岡山県教育給付金決定通知書 等

3 申請書類の提出期限及び提出先

- (1)提出方法 推薦学校長から提出
(2)提出期限 令和8年1月9日(金)
(3)提出先 笠岡市教育委員会生涯学習課内 天野育英会事務局
〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡1866番地の1
TEL:0865-69-2153 FAX:0865-69-2186

4 決定通知

奨学生採用候補者決定通知書は、推薦学校長を経て本人に送付します。

採用決定者は、4月に入学後1か月以内に在学証明書を提出してください。

提出されなかった場合、入学されなかったものとみなし、給付決定を取消す場合がありますので、必ず提出してください。

5 決定の取消

奨学金の給付決定を受けた場合においても、下記の事項にあてはまる場合、奨学金の給付決定の取り消しを行います。

- (1)偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2)申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (3)申請者が奨学金の給付を辞退したとき

給付が決定し、奨学金が給付された後であっても、上記(1)～(3)に該当した場合は、給付決定を取り消し、奨学金全額の返還を求めます。

6 届出義務

申請後及び給付決定後、下記の事項にあてはまる場合は、速やかに生涯学習課へ電話等でお知らせください。届出に必要な様式を郵送します。

- (1)偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2)出願者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (3)出願者が奨学金の給付を辞退するとき
- (4)奨学金を必要としない事由が生じたとき(例えば、家計急変で申請したが申請後、給付前に家計急変事由が解消したとき)
- (5)奨学生が給付後に奨学金を辞退したとき
- (6)その他奨学生としての資格を欠き、又は本規程に違反したとき。